

新型コロナウイルス感染防止に向けた取組み

～「新しい生活様式」の実践に向けて～

R2.4.9 現在

R2.5.1 現在

R2.5.18 現在

R2.5.25 現在

(全面改正)

R2.6.1 現在

新型コロナウイルスの感染が拡大し、国は4月7日から5月6日までを期間とする緊急事態宣言を発し、兵庫県をはじめとする7都府県を緊急事態措置実施地域とした後、4月16日には京都府をはじめとする6道府県を追加し特定警戒区域とした上で、全都道府県を措置地域としました。さらに、5月4日には措置期間を5月31日まで延長しました。

その後、感染の減少が見られ5月14日に国は特定警戒都道府県8都道府県を除く39県で実施区域から解除し、5月21日にはさらに兵庫県・大阪府・京都府、5月25日には残る東京都をはじめとする5都道県を実施区域から解除し、緊急事態宣言を全面解除する決定をしたところです。

この間、伊丹市社会福祉事業団におきましては感染症対策本部を設置し、兵庫県や伊丹市が定める対処方針等に従い対応にあたってきましたが、今後とも国・県・市の動向を踏まえつつ、事業団としての対応を見直していくこととします。

1. 対応の期間

令和2年6月1日(月)～当面の間*

*兵庫県・伊丹市の対処方針等が見直された時点で随時見直す

2. 基本的な取組み

新型コロナウイルスは感染が完全に終息したわけではないことから、感染症の感染防止に向けては、長期にわたる地道な取組みが必要となってくることが予想される。

今後、第2波・第3波の感染拡大が予想されるなか、利用者やご家族、職員やその家族が安全に安心して生活を送ることができるよう、改めて「3つの密(密閉・密集・密接)」の回避や「人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、国が示す「10のポイント」や「新しい生活様式の実践例 (2)日常生活を営む上での基本的な生活様式」に掲げる次の項目を再確認し徹底する。

また、管理者等は職員並びに関係者に周知すること。

- 手洗い・手指消毒、共用部分の定期的消毒の徹底
- 咳エチケットの徹底、マスクの着用
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 3密(密閉・密集・密接)の回避
- 体温測定・健康チェック

3. 利用者への対応

利用者への対応をはじめ事業の実施にあたっては、「2. 基本的な取組み」を基本におきながら、以下の事項に留意すること。

- 夏季の高温多湿の季節にあつては、利用者の熱中症予防には十分留意しつつ、感染防止対策を嚴重に徹底した上で事業を継続する。
 - 「3つの密」の発生を避ける
 - 咳エチケットの徹底、マスクを着用する
 - 手洗い・手指消毒の徹底
 - 体温測定・健康チェック
 - 共用部分の定期的消毒
 - 身体的距離の確保、飲食する場合も一定距離を保つ
 - エアコンを使用する際も換気に心がける
- 面会者からの感染を防ぐため、オンライン面会等を活用するなど、可能な限り直接対面を避けること。
- ボランティア等の外部人材による行事、講座等については、引き続き中止する。
- 散髪については、感染防止対策を嚴重に徹底した上で必要と認められる利用者のみ実施する。
- 委託事業所以外の業者や一般の来客等の来訪者については、引き続き中止する。
- 相談事業所等では、電話等による相談を基本とし、来訪される利用者に対してはビニール等の仕切りによる防護をした上で一定の距離を確保、やむを得ず利用者宅等を訪問する際は最小限の人数で時間を限定するなど、感染防止対策を嚴重に徹底する。

4. 職員の対応

国が掲げる「新しい生活様式」の実践例を念頭に、次に掲げる事項を徹底する。

- 職員各自が、家族を含めて従前に増して行動抑制と健康管理等次の項目を徹底し、不調を感じた場合は休暇を取得して療養し、速やかに管理者等を通じて総務課に状況を報告すること。
 - 基本的事項
 - 感染防止のため、引き続き自身・家族の健康管理に努める
 - 発熱等風邪症状が認められる場合は、出勤を見合わせ自宅療養する
 - 管理者に報告し、年次有給休暇を取得する
 - 職員の家族に発熱等風邪症状がある場合も管理者に報告する
 - 管理者は、職員の状況を把握の上、振替え等によりシフトの調整をする
 - 管理者は、速やかに統括事業管理者に報告する
 - 人員の確保が難しい場合の超過勤務命令による対応に協力する
- 感染拡大防止の観点から、次の場合を特別休暇の取得対象とすること。
(取得可能休暇一覧参照)
 - 職員及び契約社員（以下、「職員等」という）が新型コロナウイルス感染症に感染したおそれがあるため、検疫法（昭和26年法律第201号）第16条第2項に規定する停留の対象となった場合
 - 職員等又は職員等の親族の症状について、「帰国者・接触者相談センター」に相談する状況で、感染拡大防止の観点から、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
 - 職員等の親族のうち、風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのあ

る小学校、特別支援学校等（以下、「小学校等」※という）に通う子の世話をする必要のある場合

- ▶ 新型コロナウイルス感染拡大防止策として臨時休業となった小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった場合

※小学校等：小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

- 人材が不足するなか日常業務に尽力いただいているところではあるが、疲労の蓄積（易感染性）を避けるため、これまで以上に業務の効率化に努め、超過勤務命令については必要最低限とすること。
- 交替による休暇取得や時間休暇を取得した時短勤務による対応は終了するが、引き続き通勤途上を含め人との接触機会の低減に努めること。
- 第2波・第3波を想定し、感染者の発生に備え業務継続計画（BCP）の作成を行い、全事業所、特に入所施設では、職員に感染者が出た時の対応として、実施する必要のある業務を厳選した最小限のサービスを少人数で提供できる職場体制を確立するとともに、職員は利用者に感染者が出た時の対応の手順を確認しておくこと。
- 感染拡大防止にむけ、これまでの対応に加え、勤務中はとりわけ以下の行動を徹底すること。
 - ▶ 飛沫感染の防止について
メール、電話を活用して、取引業者や職員同士の接触機会を減らすとともに、対面時には適切な距離を確保すること。
人が集まる形での会議等をできる限り回避するとともに、やむを得ず会議を開催する場合には、参加者は必ずマスクを着用し社会的距離を確保すること。
 - ▶ 換気の徹底について
窓の開閉が可能な場合は、1日に数回、数分程度窓を全開し、換気に努めること。この時、複数の窓がある場合は二方向の壁の窓を開放し、窓が一つしかない場合はドアを開けるなど、空気の通り道を確保し換気すること。
 - ▶ 共用物品、機器の消毒について
共用物品、機器については、適宜消毒すること。
 - ▶ 昼食時等の3密回避について
昼食時の休憩場所などでは、密接・密集を避けること。また、テーブルで向かい合っただけの食事や食事をとりながらの会話は飛沫感染のリスクを高めることから避け、時間差を設けて食事をとる、正面に座らない、仕切りを設ける等各職場の状況に応じた工夫をすること。
- 感染拡大防止のため、不要不急の帰省や旅行等、感染が拡大した都道府県への移動、3密の懸念のある夜の繁華街の接待を伴う飲食店、カラオケなどの利用、3密の懸念のある集会・イベントへの参加は自粛すること。
- 職員やその家族に新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者が発生した場合はもちろん、風邪を罹患した者や花粉症の症状がある者等に対して、職場内外において理不尽な扱いや攻撃的、差別的な言動を行わないこと。
- 新型コロナウイルス感染防止に向けた業務見直しを契機に、働き方改革への取り組みやサービスの向上に活かすことができるよう、ICT活用の提案など意識して取り組むこと。

以上